

解約・退去の手続きについて

1, 解約（退去）の通知

退去予定の**1カ月以上前**に書面の郵送もしくは電話にて管理会社へ通知してください。

※書面での通知の場合・・・**消印日が解約受付日**となります。

※電話での通知の場合・・・**解約（退去）説明を受けた日が解約受付日**となります。

※**2～6ヶ月後までの家賃がかかることがあります。あらかじめ賃貸借契約書をご確認ください。**

※**退去受付後は、解約（退去）日の変更ができない場合がありますので、ご注意ください。**

2, 管理会社からのご説明

退去立会・解約月の最終賃料・発生する費用（ハウスクリーニング料・違約金等）については、賃貸借契約書に基づき管理会社よりご説明いたします。

3, 公共料金等のご精算

退去立会までに済ませていただく手続き

1. 公共料金類（電気・ガス・灯油・水道）の解約
2. 郵便局への移転届
3. インターネット等のレンタル機器の返却・移転届

4, 立会日決定・ご連絡

引越が完了し、お客様の荷物が全て搬出された後（車庫・物置も含む）当社の管理担当者が破損・不良箇所等の状況により、原状回復箇所を確認させていただきます。

引越の予定・退去立会希望日が決まりましたら**1週間前までに**管理会社へご連絡ください。

※退去立会には**契約者ご本人様**がお立合いできるお日にちでお決めください。

※退去立会は**10:00～16:00（平日のみ）**で1時間ごとのご予約となります

夕方以降は室内の確認が十分にできないため、上記時間帯でお願いいたします。また、スケジュールの都合上、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご連絡ください。

5, 退去立会の実施

退去立会時にお持ちいただくもの

1. 入居時にお渡しした鍵（お客様が作成した鍵も含みます）
2. 印鑑（シャチハタ以外）
3. 銀行口座のわかるもの（敷金返金がある場合のみ）

⚠️ 《ご注意》

退去立会をもって正式な退去・解約となります。立会ができないと退去延期となる場合がございます。